

令和7年度 むつ市一般廃棄物処理実施計画

むつ市市民生活部環境政策課

令和7年度むつ市一般廃棄物処理実施計画

1 総則

- (1) むつ市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、市の行政区域全域とする。（864.20km²）
- (3) 計画人口・世帯数（令和6年9月30日現在）
人口 51,829人
世帯数 28,132世帯

2 一般廃棄物発生量及び処理量の見込み

（単位：t）

種 別	生 活 系	事 業 系	合 計
もえるごみ	10,195	5,915	16,110
もえないごみ	559	108	667
粗大ごみ	565	107	672
缶類	90	2	92
資源びん類	224	5	229
ペットボトル	84	3	87
紙類	278	3	281
ごみ白色トレイ	2	0	2
計	678	13	691
有害ごみ	8	1	9
合 計	12,005	6,144	18,149

※その他

漁業系ごみ	92t
汚泥等	196t
石膏ボード	26t
資源ごみ集団回収	868t

3 ごみ排出抑制・再資源化の方策

（1）分別収集の実施

生活系ごみの出し方については、大きく5分別とし、適正処理を推進する。

・もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみ

資源ごみについては、13分別し、資源リサイクルを推進する。

・アルミ缶・スチール缶・無色のびん・茶色のびん・その他のびん

・ペットボトル・白色トレイ・新聞／チラシ・雑誌（のり製本）

・雑誌（金属製本）・ダンボール・紙パック・雑紙類

（2）広報・啓発活動の強化

広報むつ、ごみ収集カレンダー、ホームページ等への記事掲載、出前講座、事業所へのパンフレット配布・ポスター掲示等により、分別に関する広報・啓発活動を継続的に行い、ごみ排出抑制と資源化に対する意識の高揚を図る。

また、市内各種イベントに積極的に参加し、小型家電等の資源ごみイベント

回収を定期的に実施し、併せて啓発用パンフレット等の配布を実施する。

(3) ごみの有料化

平成7年度にごみの減量とリサイクルの推進を目的として導入した市指定ごみ袋を用いた生活系ごみの有料化について、平成28年度に更なるごみの減量と資源ごみの分別促進を図る目的で価格の見直しを行い、平成29年度から施行している。

行政収集

種類	手数料
もえるごみ	指定ごみ袋小(容量22.5リットル)1枚につき25円 〃 大(容量45リットル)1枚につき39円
もえないごみ	指定ごみ袋小(容量22.5リットル)1枚につき30円 〃 大(容量45リットル)1枚につき50円
資源ごみ	指定ごみ袋小(容量22.5リットル)1枚につき10円 〃 大(容量45リットル)1枚につき20円
粗大ごみ	処理券1枚につき510円 (縦、横、高さのうち最大の長さが200センチメートル未満)

(4) 資源ごみ集団回収への支援

家庭等から排出される資源ごみの再資源化活動を行う町内会などの回収団体及び回収団体から資源ごみの回収を行う業者に対し、資源ごみ回収奨励金を交付する。

資源ごみ 集団回収 回収品目	・ペットボトル・一升びん・ビールびん・無色のびん・茶色のびん ・その他のびん・スチール缶・アルミ缶・新聞紙・雑誌類・ダンボール ・布類・白色トレイ・紙パック・チラシ、包装紙類・鉄類・雑紙類
----------------------	--

(5) ごみ出し支援

福祉サービスが必要な高齢者や障がい者等のみの世帯で、集積所までのごみ出しが困難となっている世帯のごみを自宅前から回収する。

(6) 『インクカートリッジ里帰りプロジェクト』への参加

むつ市役所本庁舎、川内庁舎、大畠庁舎、脇野沢庁舎及びむつ市立図書館に専用のインクカートリッジ回収箱を設置し、最終的に各メーカーへ引き渡して資源化を図る。

(7) 家庭用廃食用油の回収

むつ市役所本庁舎、川内庁舎、大畠庁舎及び脇野沢庁舎に専用の回収箱を設け回収し、バイオマス資源として再利用を図る。

(8) 紙類資源ごみの回収強化

下北地域広域行政事務組合と協力し、中間処理施設へのダンボールによる持ち込みを制限し紙類ごみのリサイクルを促進する。

また、市も他事業者の模範となるよう、紙類ごみ排出量「0」を目指し、市本庁舎内で、雑紙やシュレッダーダストも含め紙類の徹底回収を図る。
古紙リサイクルセンターの利用について広報啓発を実施し、利用促進を図る。

(9) 生ごみの減量化

家庭から排出される生ごみの減量のため、ダンボールコンポストを利用した堆肥作り等について講習会を実施し、市民の生ごみ減量に対する啓発及び支援を行う。

(10) 小型家電リサイクルの実施

むつ市役所本庁舎・各庁舎（脇野沢庁舎を除く）、むつ市立図書館及びむつ来さまい館に回収ボックスを設置し、回収を行うほか、下北地域の広域的な取組として「クリーンセンターしもきた」でのピックアップ回収を実施し、小型家電リサイクルを促進する。

また、要望等があれば検討の上、回収ボックスの設置箇所の拡充を図る。

(11) むつ市ごみ収集アプリの普及促進

ごみ収集に関する通知機能や検索機能を備えた「むつ市ごみ収集アプリ」について、様々な広報媒体を通じて普及に努めるほか、転入者や集合住宅居住者、若年層をターゲットとして集中的な浸透を図る。

4 市で分別して収集するものとしたごみの種類及び収集形態

(1) 種類及び収集方法等

種類		収集運搬主体	収集の区域	収集回数	収集の方法
生活系ごみ	もえるごみ	市 (委託) 排出者 (直接搬入) 許可業者	市全城	週2回	ステーション方式 指定ごみ袋
	もえないごみ			月2回	ステーション方式 指定ごみ袋
	粗大ごみ			月1回	電話・ネット予約による 戸別収集 粗大ごみ処理券添付
	缶類			月2回	ステーション方式 指定ごみ袋 ※材質ごとの分別不要
	びん類			月2回	ステーション方式 指定ごみ袋 ※色ごとの分別不要
	ペットボトル			月2回	ステーション方式 指定ごみ袋
	紙類			月2回	ステーション方式 ひもで十字に縛る
	白色トレイ			月2回	ステーション方式 ひもで縛る
	有害ごみ（蛍光灯（直管型・丸型・電球型）・LED照明・乾電池・体温計・血圧計（水銀を使用したもの）・電球・ライター・電子タバコ・釣り用鉛）			月2回	ステーション方式 ひもで縛る・透明袋
	事業系ごみ	排出者 (直接搬入) 許可業者	市全城	—	直接搬入または許可業者に依頼

※ 事業系ごみの分別区分については、生活系ごみと同様とする。

※ 収集当日の朝8時30分までに、ごみ集積所に出すこととする。

※ 生活系ごみの収集を行わない日は、土曜日、日曜日及び12月31日から翌年1月3日までとする。

(2) 町内別収集日

別紙、むつ市ごみ収集カレンダーのとおり

(3) 収集運搬等業務区分

- ・第一類収集運搬業務（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのうち缶類の収集運搬）
- ・第二類収集運搬業務（資源ごみのうち缶類以外、有害ごみの収集運搬）
- ・資源ごみ等分別運搬業務（収集された資源ごみの分別及び運搬）
- ・粗大ごみ収集運搬業務（粗大ごみの収集運搬）

5 一般廃棄物の適正処理の実施

(1) ごみ集積所

町内会及び集合住宅を単位として、町内会長及び管理者等が総括管理の下に清掃美化に努め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

(2) ごみの搬入先及び処理方法

ア ごみの搬入先

(ア) 生活系ごみ

収集・運搬主体	見込量(t)	種類	区域	搬入施設
市(委託)	11,083	もえるごみ もえないごみ 粗大ごみ 資源ごみ(缶類)	市全域	クリーンセンターしもきたへ搬入
		資源ごみ(びん・ペットボトル)	市全域	川内清掃センター又は大畠清掃センターにおいて分別後、クリーンセンターしもきたへ搬入
		資源ごみ(紙類・白色トレイ) 有害ごみ	むつ地区 川内、大畠、脇野沢地区	クリーンセンターしもきたへ搬入 川内清掃センター又は大畠清掃センターにおいて分別後、クリーンセンターしもきたへ搬入
自己搬入	922	上記の種類全て	※	クリーンセンターしもきた又は市から一般廃棄物処分業の許可を受けている事業所へ搬入

※ 市から一般廃棄物処分業の許可を受けている事業所へ搬入する場合は、その事業所が許可を有するごみの種類に限る。

(イ) 事業系ごみ

収集・運搬主体	見込量(t)	区域	搬入施設
許可業者及び自己搬入	6,144	市全域	クリーンセンターしもきた又は、市から一般廃棄物処分業の許可を受けている事業所へ搬入

イ ごみ処理の方法

(ア) クリーンセンターしもきた

種類	処理方法
もえるごみ	・焼却処理、焼却灰は埋立処分
もえないごみ	・選別後、金属くずは資源化処理 ・残渣は埋立処分
粗大ごみ	・破碎後、金属くずは資源化処理 ・残渣は埋立処分
資源ごみ	缶類
	びん
	ペットボトル
	紙類
	白色トレイ
有害ごみ	・資源化処理

(イ) 市から一般廃棄物処分業の許可を受けている事業者

事業者名	処分できるごみの種類	処分方法
有限会社 浜道清掃社	事業系の動植物性残さ	有機資源再処理装置にて特殊堆肥化
株式会社 青森クリーン	産業廃棄物である燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、家畜ふん尿並びにばいじんと同様の性状を有する一般廃棄物並びにこれら的一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（これらのうち、特別管理一般廃棄物であるものを除き、石綿含有一般廃棄物、水銀使用製品一般廃棄物、水銀含有ばいじんと同等の性状を有する一般廃棄物であるものを含む。）並びに廃石綿等と同様の性状を有する一般廃棄物	埋立処分

(ウ) 市で収集できないもの（クリーンセンターしもきたへの搬入禁止物）

種類	具 体 例	処理方法
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、法令で定められたもの	
医療廃棄物	感染性一般廃棄物（医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物）	
危険物	化学薬品（農薬も含む）、火薬（花火も含む）、揮発油類（ガソリン、シンナー等）、ガスボンベなど	購入店や取扱店、専門の処理業者に依頼する。
自動車関連部品及び機械類	自動車解体ごみ、タイヤ（ホイールも含む）、バッテリー、エンジン積載物（バイク、農機具、除雪機など）、ボート・小型船舶、消火器	
大型ごみ	1 m × 1 m × 2 m以上の大さきのもの	
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	「特定家庭用機器再商品化法」に基づき再資源化する。 ・ 排出者が購入した小売業者、もしくは買い替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。 ・ 自ら指定引取場所へ搬入するか、もしくは市の一般廃棄物収集運搬許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼する。
パソコン	デスクトップパソコン本体 ノートブックパソコン本体 液晶ディスプレイ CRTディスプレイ (一体型も含む。)	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 ・パソコンの処分方法について ①パソコンメーカーによる回収 ②一般社団法人パソコン3R推進協会による回収（自作パソコン等） ③市が連携する環境省認定事業者による回収

(3) 中間処理

ア クリーンセンターしもきた

事業主体	下北地域広域行政事務組合
所在地	青森県むつ市大字奥内字今泉75番地

イ 焼却施設

処理能力	43 t / 24 h × 2炉
処理方式	全連続式ストーカ方式

ウ リサイクルプラザ

処理能力	14 t / 5 h
------	------------

(4) 最終処分場

むつ地区

ア むつ市一般廃棄物最終処分場

所在地	むつ市大字奥内字二又道内
埋立方法	セル方式による準好気性衛生埋立
埋立面積	39, 000 m ²
埋立容量	325, 102 m ³
残余容量	89, 446 m ³

イ 浸出液処理施設

処理方式	生物化学的脱窒素法+凝集沈殿+中和+減菌後放流
処理能力	180 m ³ /日
調整容量	3, 600 m ³

計画水質	項目	対象水	
		原水	放流水
	pH	5~9	5.8~8.6
	BOD (mg/l)	250	20
	COD (mg/l)	100	28
	SS (mg/l)	300	30
	T-N (mg/l)	100	20

ウ 令和7年度埋立見込量

側溝清掃による汚泥等 68 t

石膏ボード 26 t

大畠地区

ア むつ市大畠一般廃棄物最終処分場

所在地	むつ市大畠町水木沢206番地
埋立方法	セル方式
埋立面積	21, 600m ²
埋立容量	54, 000m ³
残余容量	12, 155m ³

イ 浸出液処理施設

処理方式	生物処理+凝集沈殿処理+ろ過処理+滅菌処理
処理能力	60m ³ /日
調整容量	400m ³

計画水質	項目	対象水	
		原水	放流水
	p H	6~8	5.8~8.6
	B O D (mg/l)	200	20
	C O D (mg/l)	100	50
	S S (mg/l)	300	20

ウ 令和7年度埋立見込量

側溝清掃による汚泥等 128t

(5) 一般廃棄物の広域処理に関する事項

市の処理区域外から搬入される一般廃棄物は、市内の民間廃棄物処理施設へ搬入し処理する。排出市町村は市と事前協議を行った上で、地方公共団体自らが排出者となって、処理先施設と処理委託契約を締結した場合のみ、市民生活の環境保全の見地からの意見を付した上で搬入させる。

6. 一般廃棄物処理施設の整備及び維持管理

(1) 最終処分場定期点検及び維持管理

- ア 原動機及び機器運転状態調査
- イ 浸出水調整槽清掃
- ウ 各施設性能調査

(2) 定期水質分析

- ア 原水水質分析
- イ 処理水水質分析（ダイオキシン類分析含む）
- ウ 地下水水質分析（ダイオキシン類分析含む）

7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 一般廃棄物処理業の許可に関する事項

ア 一般廃棄物収集運搬業

(ア) 新規の事業許可について

近年のごみ排出量の実績に対して、既存の許可業者の収集運搬能力に余裕があることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者で適正に収集運搬が図られるものと判断されることから、ごみのリサイクル等を目的として、新たな法令が整備された事により、対象となったごみのみの収集運搬を行う必要が生じた場合などを除いては、原則として新規の収集運搬業は許可しない。

(イ) 既存の許可業者による車両の変更について

新規の事業許可と同様に、既存の許可業者が有する収集運搬能力で、適正に収集運搬が図られるものと判断されることから、原則として、増車及びキャブオーバなどから塵芥車への車種の変更が伴う車両の変更は認めない。

イ 一般廃棄物処分業

市として、ごみの減量化やリサイクル推進の観点から、民間事業者に許可を行うことで、より効率的なごみ処理が行われることが望ましいため、市で収集できないごみのみを処理する場合や、リサイクルされる事が確実である処理を行える場合などで、適正に処理することが確実である場合には、一定の条件を付した上で許可するものとする。

(2) むつ市廃棄物減量等推進審議会

審議会は、学識経験者、各種団体の代表者、関係行政職員等定数21人以内の委員により構成され、委員の任期は2年。

市長の諮問により、一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項や廃棄物の減量等の促進に関する事項を調査・審議し、その結果を答申する。

令和7年度
(むつ地区)

もえるごみ

収集日の朝8時30分までに決められた場所に出してください。ごみ集積所は、皆さんで協力して清潔の保持に努めましょう。
土・日曜日・年末年始（12月31日～1月3日）の収集は休みです。

月・木
※1月1日(木)は収集をお休みします。

※教字は日付を表しています

種類	毎月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
もえないごみ	第1・3水	2	16	7	21	4	18	2	16	6	20	3	17
缶類	第2・4水	9	23	14	28	11	25	9	23	13	27	10	24
火・金													
赤川町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 下北町・昭和町・新町・苦生町・中野沢地区・仲町 松原町・緑町・南赤川町・南町・若松町	【あ】赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金谷・杣山・上川町・栗山町・小川町・越葉沢「さ」最花・下道・尻金・品ノ木・十二林・閑根地区 【た】田名部町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「な」中野沢地区・長坂・並川町【は】文京町・本町 【は】吉生町「ま」前田・松森町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「ま」松原町・南町・南赤川町「わ」若松町	「あ」赤川町・宇曾利川・宇田町・海老川町・大平町・大曲 大湊上町・大湊新町・大湊浜町 【か】金曲・川守町・川守町「な」中町「ま」松原町・綠町・南町・南赤川町「わ」若松町	※1月2日(金)は収集をお休みします。										
旭町・荒川町・岩菜・宇曾利川・宇田町・大平町・大湊町・大湊上町 大湊新町・大湊浜町・金谷・川守町・越葉沢・桜木町・十二林・城ヶ沢地区 中央・高田・長坂・並川町・文京町・松森町・松山町・美里町・綠ヶ丘・山梨 赤坂・和泉町・内田・上道・女館・杣山・上川町・栗山町・小川町 最花・下道・品ノ木・尻金・閑根地区・田名部町・杣川町・栗山町・小川町 本町・前田・道向・柳町・横迎町・酪農	「あ」赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金谷・杣山・上川町・栗山町・小川町・越葉沢「さ」最花・下道・尻金・品ノ木・十二林・閑根地区 【た】田名部町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「な」中野沢地区・長坂・並川町【は】文京町・本町 【は】吉生町「ま」前田・松森町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「ま」松原町・南町・南赤川町「わ」若松町	「あ」赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金曲・川守町・川守町「な」中町「ま」松原町・綠町・南町・南赤川町「わ」若松町	※1月2日(金)は収集をお休みします。										
宇田町・大平町・大湊町・大湊上町・大湊新町・大湊浜町・川守町 赤坂・和泉町・一里小屋・内田・上道・奥内地区・上川町・栗山町・最花 下道・品ノ木・田名部町・土手内・斗南岡・中野沢地区・本町・柳町・酪農 赤川町・大曲・金曲・昭和町・新町・苦生町 仲町・松原町・南赤川町・南町・若公町 旭町・荒川町・女館・杣山・越葉沢・尻金・閑根地区 梶川町・並川町・文京町・前田・松森町・道向・宮後・山田町・横迎町 海老川町・下北町・綠町	「あ」赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金谷・杣山・上川町・栗山町・小川町・越葉沢「さ」最花・下道・尻金・品ノ木・十二林・閑根地区 【た】田名部町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「な」中野沢地区・長坂・並川町【は】文京町・本町 【は】吉生町「ま」前田・松森町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「ま」松原町・南町・南赤川町「わ」若松町	「あ」赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金曲・川守町・川守町「な」中町「ま」松原町・綠町・南町・南赤川町「わ」若松町	※1月2日(金)は収集をお休みします。										
小川町 宇曾利川・桜木町・城ヶ沢地区 岩菜・金谷・十二林・中央・高田・長坂・松山町・美里町・綠ヶ丘・山梨	「あ」赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金谷・杣山・上川町・栗山町・小川町・越葉沢「さ」最花・下道・尻金・品ノ木・十二林・閑根地区 【た】田名部町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「な」中野沢地区・長坂・並川町【は】文京町・本町 【は】吉生町「ま」前田・松森町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「ま」松原町・南町・南赤川町「わ」若松町	「あ」赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金曲・川守町・川守町「な」中町「ま」松原町・綠町・南町・南赤川町「わ」若松町	※1月2日(金)は収集をお休みします。										
岩菜・金谷・小川町・十二林・高田・中央・長坂・松山町・美里町・綠ヶ丘・山梨 赤川町・吉生町・中野沢地区・仲町・松森町・栗山町・小川町・越葉沢「さ」最花・下道・尻金・品ノ木・十二林・閑根地区 旭町・荒川町・宇曾利川・宇田町・大平町・大湊上町・大湊新町・大湊浜町 川守町・吉生町・越葉沢・桜木町・城ヶ沢地区・並川町・松森町・山田町 赤坂・和泉町・上道・内田・土手内・斗南岡・前田・本町・道向・柳町・横迎町・酪農	「あ」赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金谷・杣山・上川町・栗山町・小川町・越葉沢「さ」最花・下道・尻金・品ノ木・十二林・閑根地区 【た】田名部町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「な」中野沢地区・長坂・並川町【は】文京町・本町 【は】吉生町「ま」前田・松森町・中央・高田・杣川町・栗山町・小川町・越葉沢「ま」松原町・南町・南赤川町「わ」若松町	「あ」赤坂・旭町・荒川町・和泉町・一里小屋・岩菜・内田・上道・奥内地区・女館 【か】金曲・川守町・川守町「な」中町「ま」松原町・綠町・南町・南赤川町「わ」若松町	※1月2日(金)は収集をお休みします。										

※ネット予約の場合は、申込期限の前日午後3時までに予約をお願いします。（前日が祝日の場合は前々日になります）

令和7年度
（川内地区）

ごみ収集カレンダー

もえるごみ 月・木

谷地町・上町 浦町・中町 浜町・新町 福木・板子塚 高見台平 熊ヶ平 銀杏木 下小倉平 安部城 畠・湯野川	谷地町・上町・浦町・中町・浜町・新町 板子塚・高見台・熊ヶ平・銀杏木 下小倉平・下小倉平・安部城・畠・湯野川	火・金	仲崎町・初見・葛沢・桧川・宿野部・蛎崎 千代ヶ丘・石倉・田野沢・襄川・戸沢
※1月1日(木)は収集をお休みします。	※1月1日(木)は収集をお休みします。	※1月2日(金)は収集をお休みします。	※1月2日(金)は収集をお休みします。

※数字は日付を表しています。

収集区域	種類	毎月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
谷地町・上町 浦町・中町 浜町・新町 福木・板子塚 高見台平 熊ヶ平 銀杏木 下小倉平 安部城 畠・湯野川	もえないごみ 缶類 びん類 ペットボトル 紙類・白色トレイ 紙類・白色トレイ 粗大ごみ 予約制です。	第2・4水 第1・3水 第2・4火 第1・3火 第2水 申込期限日 4月4日	9 23 8 1 9 5月9日	23 14 22 15 11 6月6日	25 28 12 15 11 7月4日	11 21 26 5 9 8月8日	23 14 28 19 13 9月5日	27 15 11 19 10 10月3日	10 21 12 15 8 11月7日	26 7 21 4 10 11月7日	24 11 27 13 10 12月5日	25 11 24 13 10 12月5日	24 11 27 10 10 12月6日	25 11 24 10 10 12月6日

※粗大ごみは予約制です。申込期限日までにお申し込みください。申込手順は裏面をご覧ください。

もえないごみ 缶類 びん類 ペットボトル 紙類・白色トレイ 粗大ごみ 予約制です。	第2・4水 第1・3水 第2・4火 第1・3火 第2水 申込期限日 4月4日	9 23 14 8 1 9 5月9日	23 14 28 11 11 6月6日	25 16 18 2 2 7月4日	9 23 13 27 16 8月8日	11 20 10 12 10 9月5日	22 15 15 18 15 10月3日	12 26 20 17 10 11月7日	26 7 21 4 10 11月7日	24 11 27 13 10 12月5日	25 11 24 13 10 12月5日	24 11 27 10 10 12月6日	25 11 24 10 10 12月6日	
仲崎町・初見 葛沢・桧川 宿野部・蛎崎 千代ヶ丘 石倉 襄川 戸沢	第2・4水 第1・3水 第2・4火 第1・3火 第2水 申込期限日 4月4日	9 23 14 8 1 9 5月9日	11 25 18 2 16 6月6日	10 21 26 9 23 7月4日	13 23 14 28 11 8月8日	17 20 16 8 15 9月5日	15 15 15 8 1 10月3日	17 21 21 14 1 11月7日	21 7 4 22 13 11月7日	26 12 12 22 10 12月5日	24 11 27 10 10 12月5日	25 11 24 13 10 12月5日	24 11 27 10 10 12月6日	25 11 24 10 10 12月6日

令和7年度
(大畑地区)

まつ市 ごみ収集カレンダー

もてるごみ

月・木

上野
南町
東町
(観音堂、伊勢堂、筒万坂、本門寺前、庚申堂)
※1月1日(木)は収集をお休みします。

※数字は日付を表しています。

※組大ごみは予約制です。申込期限日までにお申し込みください。申込手順は裏面をご覧ください。

※1月2日(金)は収集をお休みします。

火・金

湯坂下・赤川・木野部・二枚橋・孫次郎間・高橋川
小目名・薬研・堂近・閑根橋・谷地道・正津川(平、
高待)
※1月2日(金)は収集をお休みします。

収集区域	種類	毎月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
上野 (水木沢旧線路上下)	もえないごみ	第2・4水	9	23	14	28	11	25	9	23	13	27	10	24	8
	缶類	第1・3水	2	16	7	21	4	18	2	16	6	20	3	17	1
	びん類 ペットボトル	第2・4火	8	22	13	27	10	24	8	22	12	26	10	24	15
	紙類・白色トレイ 有害ごみ	第1・3火	1	15	6	20	3	17	1	15	5	19	3	17	7
本町 南町 (観音堂、松ノ木) 兎沢	粗大ごみ 予約制です。	第4水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25	25
	もえないごみ	第2・4水	9	23	14	28	11	25	9	23	13	27	10	24	8
	缶類	第1・3水	2	16	7	21	4	18	2	16	6	20	3	17	1
	びん類 ペットボトル	第2・4月	14	28	12	26	9	23	14	28	11	25	9	23	8
湯坂下 赤川 木野部 二枚橋 孫次郎間	紙類・白色トレイ 有害ごみ	第1・3月	7	21	5	19	2	16	7	21	4	18	1	15	5
	粗大ごみ 予約制です。	第4水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25	25
	もえないごみ	第2・4水	9	23	14	28	11	25	9	23	13	27	10	24	8
	缶類	第1・3水	2	16	7	21	4	18	2	16	6	20	3	17	1
新町 中島 湊村 東町 (伊勢堂、筒万坂、本門寺前、庚申堂)	びん類 ペットボトル	第2・4金	11	25	9	23	13	27	11	25	8	22	12	26	9
	紙類・白色トレイ 有害ごみ	第1・3金	4	18	2	16	6	20	4	18	1	15	5	19	3
	粗大ごみ 予約制です。	第4水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25	25
	もえないごみ	第2・4水	9	23	14	28	11	25	9	23	13	27	10	24	8
高橋川 小目名 薬研 堂近 閑根橋・谷地道 正津川(平、高待)	缶類	第1・3水	2	16	7	21	4	18	2	16	6	20	3	17	1
	びん類 ペットボトル	第2・4木	10	24	8	22	12	26	10	24	14	28	11	25	9
	紙類・白色トレイ 有害ごみ	第1・3木	3	17	1	15	5	19	3	17	7	21	4	18	2
	粗大ごみ 予約制です。	第4水	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25	25

※粗大ごみはネット予約の場合は、申込期限日の前日午後3時までに予約をお願いします。(前日が祝日の場合は前々日になります)

収集日の都合により決められた場所に出して下さい。
ごみ集積所は、皆さんで協力して清潔の保持に努めましょう。
土・日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)は収集を休みます。
ごみがはみ出している、口を締めない、ガムテープやひも等で口を開じている状態のごみ袋は回収しません。

令和7年度 (脇野沢地区) もえるごみ

まつ市ごみ収集カレンダー

月・木

弥生町・上町・湊町・浜町・本町・下町
九艘泊・芋田・寄浪・新井田・瀬野
※1月1日(木)は収集をお休みします。

※ 数字は日付を表しています。

収集区域	種類	毎月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
------	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

弥生町 上町 湊町 本町 下町 九艘泊 芋田 寄浪 新井田 瀬野	もえないごみ 缶類 びん類 ペットボトル 紙類・白色トレイ 粗大ごみ 予約制です。 申込期限日 4月4日	第2・4水 2 11 25 4 18 2 16 6 20 4 18 1 15 5 19 10 14 11 9 13 10 8 12 10 14 11 11	9 23 14 28 11 25 9 23 13 27 10 24 8 22 12 26 10 24 14 28 11 25 9 23 13 27 13 27	23 14 28 11 25 9 23 13 27 11 25 8 22 12 26 10 24 14 28 12 26 9 23 13 27 13 27									
---	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※粗大ごみは予約制です。申込期限日までにお申し込みください。申込手順は裏面をご覧ください。

谷地町 親和町 渡向 清水町 団地 緑町 小沢全区 滝山 片貝 源藤城	もえないごみ 缶類 びん類 ペットボトル 紙類・白色トレイ 粗大ごみ 予約制です。 申込期限日 4月4日	第2・4水 2 11 25 4 18 2 16 6 20 4 18 1 15 5 19 10 14 11 9 13 10 8 12 10 14 11 11	9 23 14 28 11 25 9 23 13 27 10 24 8 22 12 26 10 24 14 28 11 25 9 23 13 27 13 27	23 14 28 11 25 9 23 13 27 11 25 8 22 12 26 10 24 14 28 12 26 9 23 13 27 13 27									
--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

収集日の朝8時30分までに決められた場所に出して下さい。	ごみ集積所は、皆さんで協力して清潔の保持に努めましょう。
土日曜日・年末年始 (12月31日～1月3日)	は収集を休みます。
ごみがはみ出している、口を結んでいない、ガムテープやひも等で口を開じている状態のごみ袋は回収しません。	ごみ集積所に出された資源ごみをお休みします。